

## 豊中市立青年の家いぶきグループ登録要綱

### (趣 旨)

1. この要綱は、青年の家いぶき（以下、「いぶき」という。）が、自主的に活動を行なう青少年のグループ及び青少年の健全育成を目的としたグループを支援するため、いぶきの部屋使用にかかるグループ登録制度について必要な基本的事項を定めるものとする。

### (支 援)

2. いぶきは、登録グループに次の支援を行なう。
  - (1) いぶきの部屋の使用にあたっては、原則としていぶきの事業に支障のない範囲で、各月4回までの先押さえを行なうことができる。ただし、公的事業が実施されるときは日時・会場の変更をする場合がある。なお、月4回の使用日については、あらかじめ活動日を定めていぶきに提出し調整後に承認を受けることとする。
  - (2) 月4回を越えるいぶきの部屋の使用については、3ヵ月前の同日より申込みを受付けるものとする。
  - (3) 使用料の減免回数は月4回を限度とする。ただし、いぶきを会場として発表会・展示会等を開催するために必要な活動を行なう場合はこのかぎりでない。
  - (4) 前号ただし書きの場合においては、求めに応じて、後援の名義使用を承認する。
  - (5) いぶきは、求めに応じて、運営に関する指導助言や講師紹介を行なう。
  - (6) いぶきは、必要な備品を提供する。

### (登録グループの要件)

3. 登録グループは次の要件をみたすものであること。
  - (1) いぶきの設置目的に沿い、今後一層の活動が期待できること。
  - (2) いぶきを拠点として活動するグループで、青少年が主となり自主的に活動するグループか、青少年の健全育成を目的としたグループであること。
  - (3) グループは10人以上の構成員により構成されていること。
  - (4) グループの構成員は過半数が市民であり、市内在住であること（在学・在勤を含む）。
  - (5) 青少年が主となり自主的に活動を行なうグループにおいては、その構成員が小学生からおおむね35歳で構成されていて、年齢要件を超える構成員がいる場合はグループ員の4分の1を超えないこと。青少年の健全育成を目的としたグループはこのかぎりでない。また、主たる構成員が少年（小学生・中学生）の場合は成人の指導者がいること。
  - (6) 青少年の健全育成を目的としたグループにおいては、規約によりその目的が明らかになっており、計画的に青少年の健全育成を目的とした事業を実施していること。
  - (7) グループの規約を定め、組織や経理が確立し、会務が正しく行なわれていること。
  - (8) グループの入会・退会は自由で、社会的に開かれていること。
  - (9) 他のグループとの交流や学習活動の発表など、いぶき又は生涯学習課の事業に参加して積極的に社会貢献の事業を行なうこと。
  - (10) 登録及び報告に関する必要書類をいぶきに提出し受理されること。

(登録グループの禁止事項)

4. 登録グループは次のことを行なってはならない。
- (1) 公の秩序、又は善良の風俗を乱すような行為をすること。
  - (2) 営利を目的として事業を行なったり、特定の営利事業にその名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
  - (3) 特定の政党の利害に関する事業を行なったり、公私の選挙に関し特定の候補者の支持をすること。
  - (4) 特定の宗教、教派、教団を支持すること。

(申込み)

5. 登録を申込みグループは次の書類を提出すること。
- (1) 申込書 (様式1)
  - (2) 活動計画書 (様式2)
  - (3) 予算書 (様式3)
  - (4) 会員名簿 (様式4)
  - (5) 規約
  - (6) その他いぶきが必要と認めた書類

(登録)

6. いぶきは、申込みのあったグループについて、この要綱に沿うと認めた場合は、いぶきの登録グループとして登録する。

(交付)

7. いぶきは、登録するグループに、条件を付し登録証を交付する。

(報告)

8. 登録グループは、年間活動終了後、次の書類を提出し活動の報告を行なうこと。
- (1) 活動報告書 (様式5)
  - (2) 決算書 (様式6)
  - (3) その他参考書類

(期間)

9. グループの登録期間は4月1日から翌年3月31日で、毎年更新する。

(取消)

10. 登録グループが登録要件のいずれかの項目に該当しなくなったとき、又は禁止行為を行なったときは、登録を取消することとする。

附則 この要項は平成20年(2008年)4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成24年(2012年)4月1日から実施する。ただし、2の(3)の使用料の減免回数の規定は、平成25年(2013年)4月以後の使用について適用する。

附則 この要綱は平成25年(2013年)2月1日から実施する。

附則 この要綱は平成27年(2015年)4月1日から実施する。